

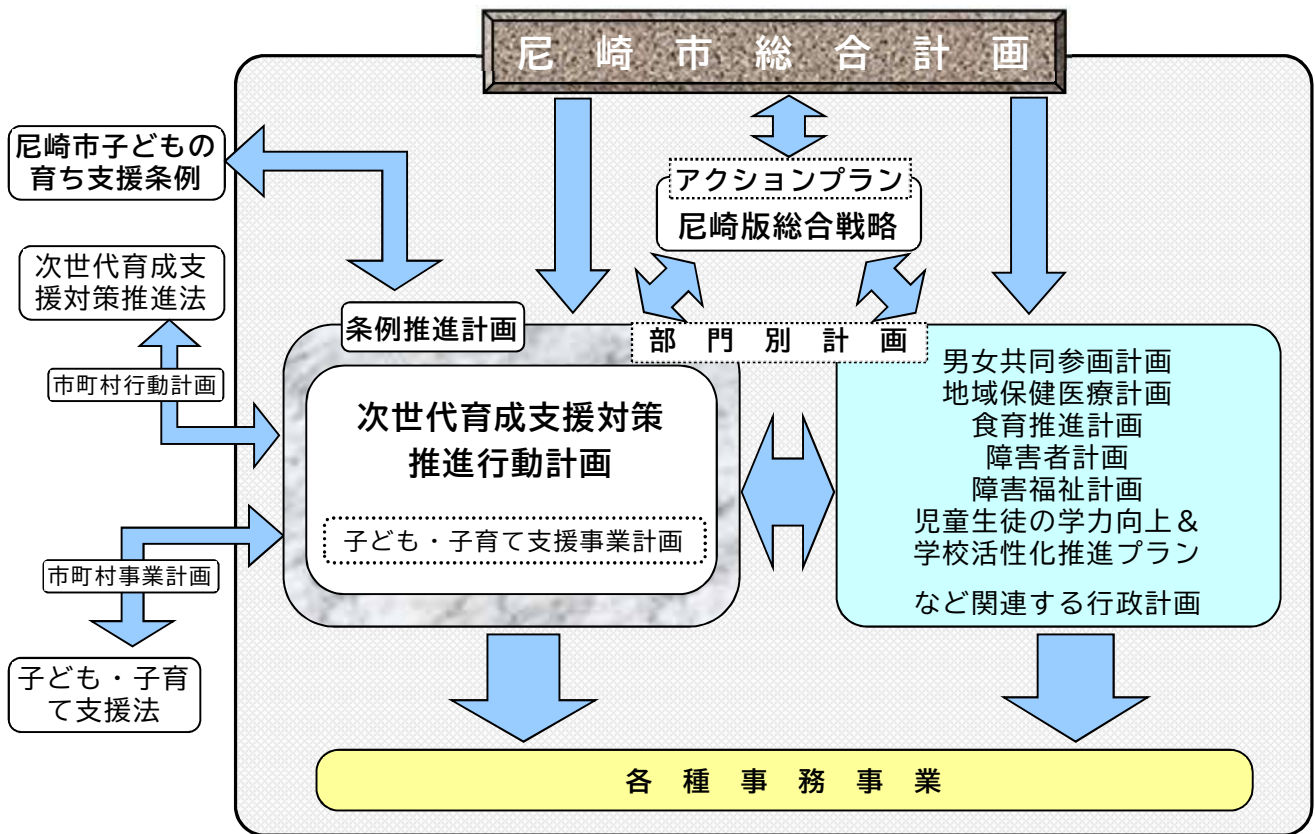
尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
の実施状況について

尼 崎 市
令和 3 年 9 月

1 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画であると同時に、尼崎市子どもの育ち支援条例第12条の規定に基づく推進計画として位置づけるものであり、尼崎市子ども・子育て支援事業計画の内容も包含しています。

また、本計画は、尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画（以下「総合計画」といいます。）」の部門別計画とし、総合計画のアクションプランと位置づけられている「尼崎版総合戦略」との整合を図るとともに、本計画の内容は、保健、医療、福祉、教育など、子どもや子育てに関連する分野において本市が策定し、推進している他の行政計画とも整合を図ることとします。



※ 上記の通り、本計画は総合計画の部門別計画として位置づけることから、その進捗管理に当たっては、総合計画の施策評価に基づき、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

また、尼崎市子ども・子育て支援事業計画は本計画に包含されているものと位置づけますが、その進捗管理に当たっては需給計画であることから、目標事業量に対する数量評価を行い、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

2 計画の体系

方向性	施策
<p>方向性 1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり</p>	<p>健康に安心して産み育てるための支援</p> <p>安全で魅力的な子育て環境形成に向けた支援</p>
<p>方向性 2 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり</p>	<p>働きながら子育てをする家庭への支援</p>
<p>方向性 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり</p>	<p>社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援</p> <p>すべての子どもの人権を守るための取組み</p>
<p>方向性 4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり</p>	<p>多様な教育の充実に向けた取組み</p> <p>青少年の主体的な学びや行動のための支援</p>

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

↑: 目指す方向どおり進んでいる
 →: 横ばい
 ↓: 目指す方向どおり進んでいない ●成果、○課題

施策	指標	目指す方向	平成30年度の値	令和元年度の値	対前年度	令和2年度の値	対前年度	取組の成果と課題	今後の取組み	
健康に安心して産み育てるための支援	妊娠11週以内の届け出率	増加	96.6%	96.7%	↑	97.0%	↑	【妊娠11週以内の届け出率】 ●妊娠期からの切れ目のない子育て支援について各地域に働きかける中で、生涯学習プラザにおいてマタニティセミナーや妊産婦が集える子育て交流会を開催するなど、取組を推進した。 ●産後ケア事業は計画通り令和2年10月1日より開始し、退院直後からのスムーズな利用につなげるため医療機関と緊密な連携を図った結果、生後0~1か月での申請が全体の63%となった。 ○産後の子育ての孤立を予防するためには、妊娠期から気軽に地域とつながりを築くため、先行取組を踏まえながら市内6地域へ展開する必要がある。また、コロナ禍においてもマタニティセミナーを継続実施できるよう取り組む必要がある。 ○産後ケア事業については、「事業を認知していなかったため利用開始が遅れた」という意見もあり、妊娠時に事業の周知を図る必要がある。	【妊娠11週以内の届け出率】 ●地域振興センターや社会福祉協議会等と地域の妊産婦や子育て世代の課題等を共有し、マタニティセミナーや妊産婦が集える子育て交流会を市内6地域に広げるよう取り組む。また、感染防止を講じながら、マタニティセミナーを継続して実施する。 ●産後ケア事業については、引き続き関係機関と連携を図るとともに、妊娠届出時より案内文を配布することで、支援を必要とする方が適切な時期に事業を利用できるよう努める。	
	乳幼児健康診査事業の受診率	増加	(3~4カ月児)	98.1%	97.9%	↑	96.0%	→	【乳幼児健康診査事業の受診率】 ●乳幼児健診について、コロナ禍においても適切な時期に受診できるよう集団健診を継続するとともに、健診の一部を医療機関で個別受診できる体制を整備した。また、未受診児対策として、子どもの育ち支援センター（いくしあ）と連携した受診勧奨を開始した。 ●乳幼児健診の集団指導や「子育て支援講座」について、保護者が子どもとの関わり方を学ぶペアレントトレーニング（ペアトレ）の要素を取り入れた内容に見直した。また、就学前の子どもの発達フォロー体制について、庁内関係課で検討を行った。 ○乳幼児健診の個別健診では、集団健診におけるタイムリーな相談支援と比べて、相談支援が事後になる課題がある。また、いくしあと連携した未受診ケースへの対応については、引き続きいくしあと協議を行いながら、課題を整理、検討する必要がある。 ○コロナ禍においても、乳幼児健診の集団指導や「子育て支援講座」を実施する必要がある。また、1歳6か月児健診から3歳6か月児健診の間の発達や子育て相談のフォロー体制や、3歳6か月児健診後の発達のフォロー体制を、医師会及びいくしあ等の関係機関で検討する必要がある。	【乳幼児健康診査事業の受診率】 ●乳幼児健診については、集団健診を基本としているが、感染拡大期に一部の健診を個別健診も導入して健診を実施するほか、個別健診後の支援について医師会と検討を行う。また、いくしあと連携した未受診児対策を構築し、受診率の向上を図る。 ●3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査機器を導入し、弱視の早期発見、予防を図る。 ●コロナ禍においても、乳幼児健診の集団指導やペアトレの要素を取り入れた「子育て支援講座」を実施し、内容の充実を図ることで子育ての不安等の軽減につなげる。また、幼児の発達等のフォロー体制について、医師会及びいくしあ等の関係機関との連携方法を検討する。
			(9~10カ月児)	96.2%	96.8%		94.9%			
			(1歳6カ月児)	95.1%	96.1%		96.8%			
身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	増加	(3歳児)	93.5%	95.3%	↑	97.1%	↓	【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】 ●ファミリーサポートセンターについては、「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」が会員となって、地域で互いに子育てを支え合う仕組みであり、コロナ過の中ではあったが登録者数はほぼ横ばい（令和元年度2,117人）（令和2年度2,123人）で、地域で子どもを育む意識の醸成と主体的な環境づくりの取組を促進した。しかしながら、令和2年度の利用件数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もあり、大幅に減少した。 ●子どもコミュニティソーシャルワーカーが、いくしあや関係機関等と連携して個別ケース支援を行ったり、地域の自主活動グループ等に対し、運営の助言や情報提供を行った。また、子どもに関する地域活動に関連する業務等を行う関係課が情報共有のうえ、子どもコミュニティソーシャルワーカー等について協議し、相互に連携して推進するためのワークショップを実施した。 ○現在の保育所等への送迎等に加え、子育て世帯への負担を軽減できるような、新たなサービス提供の検討が必要である。 ○子どもコミュニティソーシャルワークを推進するための取組を関係機関と協議し、継続的に行っていくための仕組みづくりを検討するとともに、コロナ禍において、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所の現状把握を行い、関係機関と情報共有し、支援策を検討していく必要がある。	【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】 ●ファミリーサポートセンターについては、市ホームページや子育て関係冊子等で本庁舎センター窓口の利便性をPRするとともに、保育所や児童ホームの入所手続所管課等との連携を図る。また、登録申請時に緊急度の確認を行い、緊急度の高い方については、コーディネートまでの日程を短縮するよう取り組んでいく。また、子育て負担が大きい家庭への家事援助等新たなサービス提供が可能かどうかについて検討する。 ●子どもや家庭の諸課題を解決するため、子ども食堂や子どもに関係するNP0等の関係機関と定期的に情報共有の機会を設ける。また、地域の自主活動グループ等の企画や運営を支援するため、地域振興センターをはじめとした行政の関係課と連携し、子どもに関する支援活動が地域で広がるよう、取り組んでいく。	
		25歳~44歳の「ある」「どちらかといえばある」の割合	48.2%	51.9%		45.6%				

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

↑: 目指す方向どおり進んでいる
 →: 横ばい
 ↓: 目指す方向どおり進んでいない ●成果、○課題

施策	指標	目指す方向	平成30年度の値	令和元年度の値	対前年度	令和2年度の値	対前年度	取組の成果と課題	今後の取組み
健康に安心して産み育てるための支援	子育て支援に関するワークショップや交流会に参加した人の満足度	増加	89.8%	98.0%	↑	100%	↑	【子育て支援に関するワークショップや交流会に参加した人の満足度】 ●ヤングケアラーの事例検討会（25名参加）を実施したり、子どもに関する地域活動に関する業務等を行う関係課が情報共有のうえ、子どもコミュニティソーシャルワーク等について協議し、相互に連携するためのワークショップを実施したりした。 ○子どもコミュニティソーシャルワークを推進するための取組を関係機関と協議し、継続的に行っていくための仕組みづくりを検討するとともに、コロナ禍において、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所の現状把握を行い、関係機関と情報共有し、支援策を検討していく必要がある。	【子育て支援に関するワークショップや交流会に参加した人の満足度】 ■子どもや家庭の諸課題を解決するため、子ども食堂や子どもに関係するNP0等の関係機関と定期的に情報共有の機会を設ける。また、地域の自主活動グループ等の企画や運営を支援するため、地域振興センターをはじめとした行政の関係課と連携し、子どもに関する支援活動が地域で広がるよう、取り組んでいく。
	こんには赤ちゃん事業の訪問実施率	増加	90.8%	91.7%	↑	85.9%	↓	【こんには赤ちゃん事業の訪問実施率】 ●訪問実施率について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問を希望しない家庭が例年より多く、訪問実施率は85.9%と低下したが、訪問を希望しない場合は電話での相談（367件）を行い、訪問と電話を合わせた相談実施率は9%であった。継続した支援が必要な家庭に対しては、担当保健師による事後フォロー（116件・3.2%）を行った。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問を希望しない家庭もあった。 ○家庭訪問では、特に多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となることから、高いスキルが必要となる。	【こんには赤ちゃん事業の訪問実施率】 ■令和3年度も、可能な限り訪問できるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に努めながら実施する。 ■引き続き訪問員の研修等を通じて、より多くの家庭に訪問できるような人材を確保していく。
	休日・夜間の産婦人科救急患者に対する当番病院の応需体制	維持	100%	100%	↑	100%	↑	【休日・夜間の産婦人科救急患者に対する当番病院の応需体制】 ●産婦人科当番医制及び2次救急医療は、365日の医療体制構築し、応需体制を整備している。 ○分娩取扱施設の減少に伴い、産婦人科当番医の担い手不足の現状があることから、当番医制の維持について、医療機関へ継続して協力を求めていく必要がある。	【休日・夜間の産婦人科救急患者に対する当番病院の応需体制】 ■産婦人科当番医制を維持していくため、関係機関と協議を行っていく。
	予防接種（法定）の接種率（麻しん・風しん）	増加	(1期) 99.1% (2期) 91.9%	97.4% 92.9%	→	100% 94.9%	↑	【予防接種（法定）の接種率】 ●麻しん・風しん第2期定期予防接種の接種率向上を図るため、令和元年度に引き続き個別勸奨葉書を送付したことで接種率は上昇（令和元年：92.9%→令和2年：94.9%）し、ほぼ目標（95%）を達成することができた。	【予防接種（法定）の接種率】 ■新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、麻しん・風しん第2期定期接種の接種率が2ポイント上昇していることから、引き続き、個別通知を発送するなど接種率の向上に向けた取組を進めていく。
	毎日朝食を食べる人の割合 ※	増加	(幼児) 95% (小学生) 93% (中学生) 89%	97% 93% 90%	→	96% - -	→	【毎日朝食を食べる人の割合】 ●コロナ禍のため「給食版・アマメシ」による情報は発信できなかったが、おうち時間の充実に向け、毎日レシビの掲載を継続し、新たに地域の食育活動を「地域版・アマメシ」として発信した。また、アンケート調査を実施し、市民の食生活の変化を把握することができた。 ○自宅で調理・食事をする機会が増えていることがアンケート調査により把握できたが、家庭での実践に向けて展開してきた「料理体験」「試食」等の継続実施がコロナ禍では困難なため、食育の取組や手法について検討する必要がある。	【毎日朝食を食べる人の割合】 ■コロナ禍における市民の食生活の変化を踏まえ、オンライン等を活用し、食育の取組を実施していく。
	尼っこ健診における生活習慣病の有所見率	減少	57.2%	50.6%	↑	51.4%	→	【尼っこ健診における生活習慣病の有所見率】 ●新型コロナウイルス感染防止対策のため、健診実施期間を延長して実施したことで、受診率は30.8%（前年比0.9ポイント上昇）、全体の有所見率は51.4%（前年比0.8ポイント悪化）であった。 ●学校検診と尼っこ健診データを突合し、共通の課題である小児肥満対策事業との連携について教育委員会と検討を行った。 ○当日キャンセルが多く、その理由を聞き取った結果、「急用のため」が最も多いため、柔軟な予約体制を検討する必要がある。 ○コロナ禍では、各地域振興センターと連携した出前健診の推進が出来なかったため、コロナ禍での事業展開を検討する必要がある。	【尼っこ健診における生活習慣病の有所見率】 ■コロナ禍でも健診を安全に安定して実施できる体制を確保する。併せてキャンセル理由の分析から予約方法や広報の手法について検討した上で、工夫を図り実施する。 ■有所見率減少に向け、肥満児童・生徒に対し、健診保健指導後のフォローアップの場として、小児肥満対策事業との連携を推進する。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性 1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

↑: 目指す方向どおり進んでいる
 →: 横ばい
 ↓: 目指す方向どおり進んでいない ●成果、○課題

施策	指 標	目指す方向	平成30年度の値	令和元年度の値	対前年度	令和2年度の値	対前年度	取組の成果と課題	今後の取組み
安全で魅力的な子育て環境形成に向けた支援	市内の犯罪認知件数 <small>*兵庫県警のHPより</small>	減少	5,706件	5,080件	↑	4,355件	↑	<p>【市内の犯罪認知件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防犯カメラ設置補助事業にて、地域団体21団体23箇所の設置に対し補助を行ったことで、累計178台の防犯カメラが補助を受けて市内に設置され、街頭犯罪認知件数の減少に寄与した。 ●令和2年のひたたくり認知件数については、職員による土日祝日・昼夜を問わない防犯パトロールや可動式防犯カメラの設置運用などの取組効果もあり、37件（速報値）となった。ここ数年では低い件数であるが、前年と比較すると下げ止まっている状況にある。 ○兵庫県防犯カメラ設置補助事業の開始当初に補助を受けて設置した防犯カメラは、税法上の耐用年数である6年を超えており、経年劣化等の理由で破損し更新が必要となっていることから、更新費用の補助についても検討を行う必要がある。 ○ひたたくりについては、減少が鈍化していることから、更なる減少に向けた取組を行う必要がある。 	<p>【市内の犯罪認知件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域への防犯カメラ新規設置補助を引き続き行うとともに、経年劣化等の理由により、破損し更新が必要な防犯カメラの更新費用についても補助を行い、地域防犯力の低下を防ぐことで、体感治安の向上及び犯罪抑止につなげる。 ■ひたたくり多発地域への可動式防犯カメラの集中移設や、寄付された防犯カメラ5台の国道2号沿線への設置を実施する。また、場所や時間帯等の発生状況に応じてダイヤグラムを使用した緻密で戦略的なパトロールを実施する。
	市内の自転車関連事故件数	減少	924件	785件	↑	512件	↑	<p>【市内の自転車関連事故件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自転車関連事故マップの情報を基に「園田小学校区」を自転車関連事故対策の重点地区に選定し、特に事故の多い交差点で条例に基づく市職員による自転車適正利用指導や公用車による音声啓発パトロールを実施した。同小学校区での自転車関連事故認知件数は、新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛なども影響していると考えられるものの、令和元年の32件から18件と減少し（約44%減）、市内全域の自転車関連事故認知件数も785件から512件まで減少し（約35%減）、2年連続で平成以降最少の件数となった。また、園田小学校区では、今後は地域の方々による見守り活動の一環として、交差点でピブス型の看板（ピブサイン）を用いた啓発に取り組んでもらうこととなり、この取組を地域へ繋ぐことができた。 ●新型コロナウイルス感染症の影響により自転車教室が中止となった小・中学校において、普段、自転車教室時に実施している自転車の交通ルール・マナー習熟度テストの実施を各学校に呼びかけ、自転車の交通安全教育を推進した。 ●令和元年度から実施している子どもの移動経路における交通安全対策については、緊急点検で安全対策の要望があった94件のうち、2年間で93件の対策を完了した。 ○園田小学校区では、地域の方々が可能範囲で、事故多発時間帯や事故多発場所において取組を実施していただいているところであり、その後の自転車関連事故認知件数について検証していく必要がある。また、自転車関連事故分析の結果、本市では自転車対自動車の事故が多いことから、自転車利用者だけでなく、可能な範囲で自動車運転者への指導・啓発を行っていく必要がある。 ○自転車関連事故の当事者は就労世代が多いことから、これらの年代に対する自転車の交通安全教育を強化していく必要がある。 ○安全対策が必要な残りの1件（桂木交差点の改良）についても、ハード面から対策を行う必要がある。子どもの移動経路における交通安全対策を今後も継続して実施する必要がある。 	<p>【市内の自転車関連事故件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活道路における自転車関連事故が多発している下坂部小学校区を3箇所目の重点地区として選定し、対策を講じていくとともに、地域の方々にもピブス型の看板（ピブサイン）による啓発等に取り組んでもらえるよう働きかける。あわせて、これまでの地域の取組についても適宜効果検証を行い、より効果的な手法への見直しを行う。また、企業等を通じ、自動車運転者向けに啓発チラシを配布するとともに、自転車の安全通行を阻害するおそれのある自転車レーン上の違法駐車などについて調査を行い、必要に応じて自動車運転者に対しても条例に基づく指導・啓発を行っていく。 ■就労世代に対する自転車の交通安全教育の実施率を高めるため、学校園と連携し、自転車教室を受講する児童の保護者に対して、同教室への参加を積極的に呼びかけるなどの取組を行う。 ■桂木交差点の改良工事を確実に完了させる。また、今後も子どもの移動経路にある危険箇所に必要な対策がとれるよう、点検・対策・効果検証のサイクルを庁内で連携しつつ確立する。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性2 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり

↑: 目指す方向どおり進んでいる
 →: 横ばい
 ↓: 目指す方向どおり進んでいない ●成果、○課題

施策	指 標	目指す方向	平成30年度の値	令和元年度の値	対前年度	令和2年度の値	対前年度	取組の成果と課題	今後の取組み
働きながら子育てをする家庭への支援	保育施設等未入所児童数 (令和3年4月1日時点)	減少	671人	895人	↓	865人	↑	<p>【保育施設等未入所児童数】 【保育施設等入所待機児童数】</p> <p>【保育料（法人保育園分）の収納率】</p> <p>●保育士の確保・定着化を図るため、51園・103人の新卒保育士に対し10万円の補助を行うとともに、新卒保育士のみを対象としていた保育士確保事業を潜在保育士にも拡大し、9園・11人の潜在保育士に対し5万円の補助の実施や潜在保育士の就労支援のため保育の実践に関する研修（6回・19人）を行った。そのほか保育士奨学金返済支援事業（32園・93人）や宿舍借り上げ支援事業（50園・124人）を継続して実施した。更に就職フェアの実施にあわせて、市長と保育士との対談や保育士確保のための市の施策を紹介するPR動画及び法人保育園が制作した保育施設の紹介動画を本市ホームページに掲載した。また保育の質の向上策として小規模保育事業所に加え認可外保育施設への巡回支援の実施や法人保育施設の保育士を対象とするキャリアアップ研修（7分野）を14回実施した。</p> <p>●保育の量確保事業等については、小規模保育事業の公募により5箇所（定員81人）、認可保育所の公募により3箇所（定員175人）開設するなど、令和3年4月時点では前年4月と比べ366人の定員増を図った。（令和3年6月には4月に開設した施設のうち1箇所が定員を45人増やした。）また、保育施設において、弾力枠を活用して定員を超える42人の受入を行った。更に、認可保育所の公募や分園の設置により、令和4年4月までに200人の定員増を確保している。</p> <p>●法人保育園では保育環境改善事業により2園の増設策に対してその費用の一部を補助した。</p> <p>●公立保育所では老朽化が著しい武庫東、北難波、大西保育所の建替工事を行い、武庫東保育所は工事が完了し、令和3年4月より新園舎で保育を開始した。</p> <p>●公立保育所の民間移管については、第4次公立保育所民間移管計画に基づき、富松（令和2年4月）と神崎（令和3年4月）の民間移管を行うとともに、元浜の移管法人の選定、七松の移管法人選定委員会の開催、南武庫之荘の民間移管手続きを開始した。</p> <p>●未入所児童の解消を目的に、アフターフォローコールを実施し、未入所児童68人の解消に繋がった。また、令和3年4月に向けた入所利用調整業務にAI（人口知能）を導入したことで、38人の未入所児童の減少に繋がった。</p> <p>●債権管理推進計画の目標収納率の達成に向けては、収納促進員による訪問徴収や口座振替の推奨などの滞納抑制策に加えて滞納保育料の徴収強化を図るため、令和2年度から新たに徴収管理担当を設置し、給与照会や預貯金調査及び生命保険調査などを実施し、滞納処分による差押などの取組を進めた結果、前年度を上回る収納率を確保することができた。</p> <p>●保育施設等（143園）に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品等購入経費等に対する補助を行った。また、保育施設等において感染者が発生した場合、関係機関と連携しながら臨時休業等の調整を行うとともに、本市の要請により登園を自粛した方の保育料を日割りとした。</p> <p>○喫緊の課題として保育士不足が挙げられ、保育士の確保や離職防止に繋げるための支援が必要である。更に、新卒保育士や潜在保育士等の就職支援や、保育所等への雇用支援を行う必要がある。</p> <p>○保育を利用しながら就労と子育てを両立するといった子育て家庭のライフスタイルが進むなど、ここ数年の保育需要は大幅に上昇しており、更なる待機児童対策が必要である。また、施設整備における進捗管理を徹底する必要がある。</p> <p>○法人保育園にも老朽化の著しい施設があり、待機児童対策及び環境環境改善のため定員増を伴う施設の整備への支援が必要である。</p> <p>○今後の民間移管対象保育所の中には、移管法人による新園舎建設工事のために、移管前の仮移転が必要となる保育所や仮移転は不要だが現園舎が使用不可となる保育所があり、保護者や地域の理解を得るなか、慎重かつ丁寧な民間移管手続きを行う必要がある。</p> <p>○保育料収納率の向上を図るため、更なる納付環境整備に着手する必要がある。</p> <p>○引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある。</p>	<p>【保育施設等未入所児童数】 【保育施設等入所待機児童数】</p> <p>【保育料（法人保育園分）の収納率】</p> <p>■「保育士・保育所支援センター」を設置し、マッチング支援等を実施することで多くの新卒保育士を確保するほか潜在保育士を掘り起し、現役で就労中の保育士については、相談支援の充実により他都市への流出や他業種への移行を防ぐ。また、保育士確保事業については、これまで実施してきた補助事業を継続するとともに、就職フェアについては、実施手法について法人保育園と協議を行いながら実施する。また、引き続き、保育施設等の巡回支援を実施するとともに、保育士及び潜在保育士を対象とする研修についても集合研修の他、オンラインや動画配信等を用いて受講しやすい環境を整えることで、保育の質の維持、向上を図る。</p> <p>■保育ニーズの推移を十分に見定めながら、ニーズが非常に高い地域においては、引き続き保育施設の新設等を行う。</p> <p>■既存の法人保育園について、定員増を伴う建て替え等に対して整備費の一部を補助する。</p> <p>■公立保育所について、北難波・大西保育所の建替工事を行い、年度内の完成を目指す。北難波保育所については、年度途中から供用を開始する。この他、公立として残る保育所のうち、建替用地の確保に至っていない3保育所について、引き続き、用地確保に努める。</p> <p>■元浜の引継ぎや七松の移管法人の選定等を進めるとともに、南武庫之荘の民間移管手続きを進める。</p> <p>■より多くの児童の受け入れにつなげるため、利用調整事務において本格的にAIを導入する。また、未入所児童の保護者に引き続きアフターフォローコールを実施し未入所児童の減少につなげる。</p> <p>■保育料の収納率向上に向けて、これまでから実施している滞納抑制策及び徴収強化策に加えてキャッシュレス納付を導入し、納付しやすい環境整備を行う。</p> <p>■保育施設等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止等に係る補助事業や、感染者が発生した場合の臨時休業等の調整について、引き続き実施する。</p>
	保育施設等入所待機児童数 (令和3年4月1日時点)	減少	148人	236人	↓	118人	↑		
	保育料（法人保育園分）の収納率 (現年)	増加	97.3%	97.3%	→	98.8%	↑		

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性2 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり

↑: 目指す方向どおり進んでいる
 →: 横ばい
 ↓: 目指す方向どおり進んでいない ●成果、○課題

施策	指 標	目指す方向	平成30年度の値	令和元年度の値	対前年度	令和2年度の値	対前年度	取組の成果と課題	今後の取組み
働きながら子育てをする家庭への支援	児童ホーム入所待機児童数 (令和3年7月1日時点)	減少	403人	380人	↑	414人	↓	【児童ホーム入所待機児童数】 ●待機児童が多かった立花南児童ホームは、教室の活用により定員拡大を図った。老朽化したプレハブ児童ホームの環境改善のため、4校において教室に移転を行った。また民間児童ホームは、放課後児童クラブ設置促進事業等により238人の定員増を図った。児童ホーム保護者向けメールサービスを開始した。 ○こうした取組みにより、受入枠の拡大を行ったものの、これを上回る申請者数であったため、待機児童の解消には至っていない。引き続き待機児童の解消に向けて、公設児童ホーム及び民間児童ホームの定員拡大に取り組む必要がある。また老朽化したプレハブ児童ホームの環境改善、指導員の確保が課題である。	【児童ホーム入所待機児童数】 ■老朽化したプレハブ児童ホームについて、学校等と協議し、教室へ移転する。 ■これまでと同様子どもクラブにおいて、待機児童の受け入れを継続する。また、10月から市によるおやつを提供を実施するほか、引き続き、わいわいキッズプランあまがさきに基づき、児童ホーム・子どもクラブの運営の開所時間の延長等、あり方についても検討する。 ■民間児童ホームについては、補助事業の活用により事業者の参入促進を図り、指導員の確保に取り組む。
	子どもクラブの登録児童率	増加	35.4%	34.8%	↓	-		【子どもクラブの登録児童率】 ●子どもクラブは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため閉室となる中、待機児童を受け入れるとともに、児童ホームの密集を回避するため、児童を分散して子どもクラブに受け入れを行った。 ○引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある。	【子どもクラブの登録児童率】 ■保育施設等に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止等に係る補助事業や、感染者が発生した場合の臨時休業等の調整について、引き続き実施する。
	「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合	増加	72.8%	70.8%	↓	77.2%	↑	【「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合】 ●女性センターテレビエにおいて市民企画講座（ストレス緩和を目的としたアロマハンドジェルづくり・感染への不安軽減も含めた防災）、自分にあう就職先の見つけ方講座のほか、オンラインを活用した「女性と政治参画」（同志社大大学院教授）の講演会を実施するなど、コロナ禍を意識した啓発を行った。 ○コロナ禍における女性の現状や、「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和2年10月）の結果からも、ケア的役割の多くを女性が担っていること、経済的にも不安定な状況に置かれていることが明らかになっており、男女共同参画の取組を推進していく必要がある。	【「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合】 ■令和2年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」結果を踏まえ、性の多様性を前提とした、性別にかかわらず誰もが共同参画できることを意識した「第4次男女共同参画計画」を策定する。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

↑: 目指す方向どおり進んでいる
 →: 横ばい
 ↓: 目指す方向どおり進んでいない ●成果、○課題

施策	指標	目指す方向	平成30年度の値	令和元年度の値	対前年度	令和2年度の値	対前年度	取組の成果と課題	今後の取組み
社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	増加	48.2%	51.9%	↑	45.6%	↓	<p>【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子ども育ち支援センター（いくしあ）において子育てや発達相談など約400件/月に対して、助言や専門的機関へつないだほか、南北保健福祉センターと連携、支援を行った。また、診察前に心理相談を実施するなどにより、来所者調査での満足またはやや満足は91.9%であった。また、発達特性のある子ども943件に相談や診察等を実施した。また、学校園等に専門職員が訪問し助言等の支援を行い、更に教育委員会と連携し就学時健診における質問項目の市内統一化を図り、集団面接を取り入れた。（41校中32校、実施率78%） ●体罰、心を傷つける言葉、性的な事案を調査する「子どもの権利に関するアンケート」を実施し、回答に基づき調査を行った。 ●子どもの権利保障を強化するため、尼崎市子どもの育ち支援条例を改正し、第三者的な立場から子どもを支援する「子どものための権利擁護委員会」を7月から設置するとともに、児童の権利に関する条約の精神に則った規定の整備を行った。 ●ヤングケアラー支援については、教員向けの研修（12名参加）や事例検討会（25名参加）を実施した。また、支援方法の検討に向け、大学の研究者と協力し、居宅介護支援事業所等への実態調査を行った。（247事業所、計679名） ○いくしあの機能強化を図るため、専門家等からの意見聴取や関係機関と顔の見え関係づくりを行う必要があるほか、複合的な課題に対応するため、引き続き職員の質の向上及び人材育成を行っていく必要がある。また、発達特性のある子どもの早期発見・早期支援への取組として就学時健診の標準化を目指し、実践的な工夫を進めていく必要がある。 ○引き続き、体罰等の根絶に向けた取組を進める必要がある。 ○「子どものための権利擁護委員会」を周知するとともに、同条例改正の主旨である子どもを権利の主体として捉えることを、研修等を通じて啓発する必要がある。 ○ヤングケアラー支援については、本市及び厚生労働省実施の調査結果等を踏まえ、行政の支援体制の在り方や具体的な支援策について検討する必要がある。 	<p>【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「いくしあ専門家会議」を開催し、専門家の意見を聴くなど、いくしあ機能をより高める取組などを継続する。南北保健福祉センターと連携会議の部会（発達、ひきこもり等）を開催し、連携体制を強化する。支援に関する基礎・専門研修受講、職員の対応に関して専門家の指導を受けるなど人材育成に努める。 ■就学時健診における面接の実施項目や観察項目等についてさらにスクリーニングの精度を高めるとともに、課題を抱える児童や就学時健診を通じて支援が必要と思われる児童の円滑な学校生活について庁内関係課と協議する。また、より早い段階での適切な支援について保健・福祉部門と療育の共通理解や役割分担、施設活用に係る意見交換を行い、一層の連携を図っていく。 ■体罰等の根絶に向け、令和2年度のアンケート結果を踏まえた取組を進める。アンケートに回答のあった事例を子どもの権利の擁護に関する啓発等に活用するとともに、アンケートを継続実施する。 ■子どものための権利擁護委員会について、学校や関係機関へリーフレット等、効果的な手法を検討し周知する。当委員会は、子どもの権利に関する事項についての相談を受け付けるとともに、子どもの権利擁護のために必要な提言を市の関係機関等に対して行う。児童の権利に関する条約の理解を深めるための広報及び研修を実施し、子どもが自由に意見表明できる環境づくりを行う。 ■ヤングケアラー支援については、事例検討会を継続実施するほか、アセスメントシートを作成し、ヤングケアラーを補足する。具体的な支援策を検討するにあたり、実態調査の分析を進め、子どもの状況や意向に応じた支援メニューを選択できるように、関係機関等との連携体制を構築していく。
	要保護児童に関する個別ケース検討件数	増加	416件	391件	↓	371件	↓	<p>【要保護児童に関する個別ケース検討件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会（要対協）を開催し、緊密な連携・協力をを行い、適切な支援に努めた。 ●コロナ禍の学校休校措置により、生活困窮・ネグレクト等で食事を摂ることが困難な児童等へのあまっこ応援弁当の提供などで、食支援を通じた児童虐待防止を図った。 ●本市が将来設置する児童相談所について、他市を視察するなど検討を開始した。 ○児童相談所との連携や、要保護児童の転入・転出対応等について、関係機関との連携、自治体間での情報共有が必要である。 ○令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大で3月～5月に休校期間があり、その期間に個別ケース検討会議が開催しにくく、結果的に上半期の件数が減少したが、下半期の件数は昨年度と大きく変わらない値であった。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響等により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっているため、地域と協働した見守り強化の方策を検討する必要がある。 ○今後、市として児童相談所を設置することを見据え、人材育成や機能の検討などを進める必要がある。 	<p>【要保護児童に関する個別ケース検討件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■児童虐待の事案について、児童相談所と日常的に迅速な情報共有を行うため、全国統一の情報共有システムを導入する。 ■食料等の提供などの支援を行う民間団体等も含めた地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守るための体制を強化する。 ■本市独自の児童相談所の設置に向け、準備担当課を設置しており、今後、県の児童相談所といくしあの運営状況を検証するなど、効果的な児童相談所の運営を図れるよう、外部団体との意見交換・連携を行い、検討を進める。人材確保・人材育成、体制・機能及び施設整備等について定めた基本方針を策定する。
	ひきこもり等に関するユース相談支援事業申請件数（累計）	増加	—	6件		43件	↑	<p>【ひきこもり等に関するユース相談支援事業申請件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●概ね15から29歳の「ひきこもり」等の青少年・保護者を対象に相談支援を実施した。市内公立高校へのチラシ配付、市立中学校不登校担当教員等への事業周知、長欠中学生の進学先の訪問等を行った。37名の事業利用申請があり、アウトリーチ型の相談支援を計369回、当事者会26回、家族交流会を5回実施した。また、先進的なNPO法人へ職員を派遣し、支援スキルを習得した。 ○申請者のうち、中学生からの相談は4件であり、中学校が行う不登校支援から、義務教育修了後に切れ目なく当事業の支援につながるよう、引き続き教育委員会と連携を図る必要がある。また、対象者の状態変化等の管理や調整をより適切に行う必要がある。 	<p>【ひきこもり等に関するユース相談支援事業申請件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■教育委員会と連携し、市立中学校への事業周知や研修に取り組むほか、定期的に支援ケースの状態評価とモニタリングを行い、委託事業者との協働契約において、支援内容や支援量の協議等を行い、効果的な事業運営を行う。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

↑: 目指す方向どおり進んでいる
 →: 横ばい
 ↓: 目指す方向どおり進んでいない ●成果、○課題

施策	指 標	目指す方向	平成30年度の値	令和元年度の値	対前年度	令和2年度の値	対前年度	取組の成果と課題	今後の取組み
社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	スクールソーシャルワーカーが活動した学校数	増加	31校	41校	↑	46校	↑	【スクールソーシャルワーカーが活動した学校数】 ●スクールソーシャルワーカーを10名に増員し、活動件数が急増したとともに、事業開始以来すべての小中学校に関与することができた。 (対応件数: R1年度246件→R2年度433件) ○スクールソーシャルワーカーの定数拡大を行ったものの、他都市との競合や勤務条件等の事情により欠員が生じていることから、人材確保に向けた検討を行う必要がある。	【スクールソーシャルワーカーが活動した学校数】 ■スクールソーシャルワーカーの勤務形態の見直しにより優秀な人材を確保し、更なる支援体制の充実を図る。
	少年補導委員による補導活動の延べ人数	増加	16,305人	15,701人	↓	13,720人	↓	【少年補導委員による補導活動の延べ人数】 ●コロナ禍での臨時休校、分散登校等があり、少年補導委員や職員による登下校時のきめ細かい補導、見守り活動を実施した。また、補導、啓発においては、人が密集しないよう地域補導に重点を置くほか、パネル展等、新たな啓発手法に取り組んだ。 ○青少年の遊びがインターネットを介したものになり、問題行動が見えにくく、指導が難しくなっている。一方、登下校時の見守りは、安全確保や困難を抱える子どもの早期発見につながるため、少年補導委員が減少する中、より効果的な手法の検討が必要である。	【少年補導委員による補導活動の延べ人数】 ■非行の形態がインターネットを使用したものに変化していること及び少年補導委員が減少する状況を踏まえるとともに、依然として青少年の見守りの必要性が高いことから、効果的な補導・見守り活動のあり方について検討する。
	生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率	増加	93.7%	97.1%	↑	93.2%	↓	【生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率】 ●前年に対象年齢の子どもがいる全世帯(732人540世帯)に参加意向調査を行い、ケースワーカーの働き掛けで教室への参加を促した。 ●中・高校生が将来を考えるきっかけづくりのために作成した冊子「未来へススメ」を直接対象世帯に丁寧な説明をした上で手渡し、進学時の相談などの際には、制度理解や共通理解を促すツールとして活用した。 ●これまでの教育委員会との情報共有・連携に加えて、新たにスクールソーシャルワーカーや児童ケースワーカーとの連携強化を図った結果、各小・中学校との連携がさらに深まり、こども食堂やNPOなど地域の社会資源とのつながりも進んだ。 ●子どもの特性や家庭状況を把握する中で、発達障害や知的障害等の支援を要する子どもを適切な支援機関につなぐ等、取り組んだ。 ○学習支援事業に参加する子どもたちの学力や非認知能力などの変容を検証するため、「学びと育ち研究所」へ利用者の教室への出席状況などのデータを提供した。同研究所による検証結果は、令和3年8月頃に報告予定である。 ○コロナ禍においては、教室への参加率や使用施設の定員制限など不確定要素が多いため、ポストコロナも見据えて引き続き最適な実施場所を含めた事業規模の検討が必要である。 ○発達障害や知的障害の疑われる子どもや不登校児童等への支援のため関係機関との連携強化が必要である。	【生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率】 ■発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関との情報共有・連携強化に努めるとともに、同教室への理解を深めるためケースワーカーを対象とした所内研修を実施する。 ■「学びと育ち研究所」との事業効果の検証については、より有用な分析を行えるよう必要な基礎データや新たに必要となるデータ収集への対応などさらなる連携と情報共有を進めていく。
	障害児支援利用計画の作成達成率	増加	80.5%	86.4%	↑	92.0%	↑	【障害児支援利用計画の作成】 ●「障害児支援利用計画」の作成については、基幹相談支援センターが中心となり、指定事業所への連絡・研修会や個別の指導・助言を行うとともに、障害種別や利用サービス別の作成状況の進捗管理や各事業所の運営状況を考慮した作成依頼(配分)を進めることで、作成対象者が増加する中で着実に向上することができた。 ●利用計画の作成促進に向けては、計画未作成者が特に多い「知的障害(日中系サービス利用者)」を主な支援対象とする委託相談支援事業所を新たに確保(1か所)して、当面の間、計画相談支援に専念させ、基幹相談支援センターにおいてその進捗管理や助言等を集中的に行うことで、計画作成数の増加につなげた。 ○障害分野における相談支援体制の整備や機能の充実、専門性の向上等に取り組みながら、支援・対応にあたっているが、引きこもりなど複雑・複合化した事例については、障害分野だけでは支援が困難な場合もあるため、より包括的な支援体制の構築が求められている。	【障害児支援利用計画の作成】 ■利用計画の作成促進に向けては、引き続き、基幹相談支援センターを中心に現行の取組を着実に進めていくとともに、作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析結果や現状の課題を基に、委託相談支援事業所(計8か所)と今後の進め方や新たな対応策について協議・検討を進めていく。 ■相談支援体制の充実に向けては、現行の取組を継続して、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所を中心とする障害分野の支援機能の向上を図るとともに、より包括的な支援に向けた検討、関係部局と本市における重層的支援体制の構築に向けた取組を進めていく。
すべての子どもの人権を守るための取組み	市民意識調査の「人権を身近な問題として感じている」と回答した割合	増加	45.8%	45.5%	→	44.0%	→	【市民意識調査の「人権を身近な問題として感じている」と回答した割合】 ●条例に基づき人権文化いきづまづくり審議会を新たに設置し、「人権文化いきづまづくり計画」の策定に取り組んだ。委員には、他の付属機関(障害者、子ども、男女共同参画)の委員を委嘱するなど、施策間連携を意識した構成とした。 ●「人権文化いきづまづくり計画」には、人権について丁寧に記載するとともに、個別の人権問題として、「性的マイノリティ」、「見た目問題」など新たな人権問題や「新型コロナウイルス感染症」についても盛り込んだ。 ○「人権文化いきづまづくり計画」を、広く市民に周知し啓発を進める必要がある。また、計画の進捗については、より効果的な人権施策の展開につなげていく必要があるため、取組内容について、現状と課題を明らかにする。	【市民意識調査の「人権を身近な問題として感じている」と回答した割合】 ■計画の内容をイラスト等を用いてわかりやすくまとめた「じんけんまなぶ本」を作成し、学校や人権研修等、あらゆる場を活用して周知と啓発に取り組んでいく。また、計画の効果的な進捗を図るため、どのような取組が行われ、どのような効果があったのか、またどのような課題があるのかについて検証できるよう、施策評価を意識した進捗管理シートの作成や人権文化いきづまづくり審議会の運営を行う。

●令和元年度
 中学校卒業生=139人 高等学校等進学者=135人 高等学校等進学率=97.1%
 就労者=0人 非就学・非就労者=4人 不詳・死亡者=0人
 ●令和2年度
 中学校卒業生=148人 高等学校等進学者=138人 高等学校等進学率=93.2%
 就労者=1人 非就学・非就労者=7人 不詳・死亡者=2人(保護廃止者)

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

↑: 目指す方向どおり進んでいる
 →: 横ばい
 ↓: 目指す方向どおり進んでいない ●成果、○課題

施策	指 標	目指す方向	平成30年度の値	令和元年度の値	対前年度	令和2年度の値	対前年度	取組の成果と課題	今後の取組み
多様な教育の充実に向けた取組み	学力調査における平均正答率の全国との比較(知識)	増加	(小 国語) Δ3 _{ポイント} (小 算数) Δ3 _{ポイント}	(小 国語) Δ4 _{ポイント} (小 算数) Δ2 _{ポイント}	↓	-		【学力調査における平均正答率の全国との比較(知識)】 【家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合】 【授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合】 ●全ての小・中学校で放課後学習や短時間学習に取り組むとともに個をサポートする人材を配置し、つまづきに対して早期に対応した。そうした中、令和2年度「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果によると、前年度よりもD層(4階層のうち最下層)の割合に減少傾向が見られた。(令和元年度28.1%→令和2年度27.2%) ●小学校で外国語が必修となることを踏まえて、外国人外国語指導助手(ALT)を15名から23名に増員し、英語教育の充実を図った。 ●特別支援教育の充実に向け、尼崎市特別支援教育基本方針検討会議を設置し、「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」を策定した。 ●GIGAスクール構想における尼崎市立の全ての小・中学校、高等学校及び特別支援学校の校内通信ネットワーク環境を整備するとともに、児童生徒一人一台端末の配備を行った。 ○令和2年度「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果によると、一部の学年において、D層が30%以上という結果が見られた。ICT環境の整備を機に、児童生徒一人ひとりのつまづきの分析や習熟度に合わせた効果的・効率的な学習を展開していく必要がある。 ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、支援の内容も多様化していることから、これらのニーズに対応するため、教育支援体制の整備とともに、障害特性に応じた指導の充実のために全ての教職員の専門性の向上を図る必要がある。 ○全ての教職員が様々な学習場面の中でICT機器を効果的に活用した学習活動が展開できるよう、教員の指導体制の充実とICT活用指導力の向上を図る必要がある。	【学力調査における平均正答率の全国との比較(知識)】 【家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合】 【授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合】 ●令和2年度末に策定した「授業デザイン3つの視点」(中学校版学力向上の手引き)が、各学校の授業場面で活用されるよう、指導主事による学校訪問や研修を実施し、授業の質的改善に取り組む。また、各小・中学校において、ICT活用を推進する体制を構築するとともに、新たなICT教材(学習支援ドリル)を導入する。 ●小学校を中心としたALTの増員等による英語教育充実に係る取組について、実績を踏まえた効果検証を行う。 ●基本方針を踏まえ、今日的な課題となっている学校園における支援体制の整備と充実について取り組む。 ●尼崎市版GIGAスクール構想(AGS)の実現に向け、ICTを活用した授業方法に関する先進的な研究を進め、教職員のICT活用指導力向上を図る。
			(中 国語) Δ1 _{ポイント} (中 数学) Δ3 _{ポイント}	(中 国語) Δ3 _{ポイント} (中 数学) Δ2 _{ポイント}	↓	-			
	家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合	増加	(小) 55.8%	(小) 60.5%	↑	-			
			(中) 39.0%	(中) 42.5%	↑	-			
	授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合	増加	(小 国語) 84.5% (小 算数) 78.6%	(小 国語) 78.1% (小 算数) 78.5%	↓	-			
			(中 国語) 66.6% (中 数学) 61.3%	(中 国語) 75.7% (中 数学) 65.6%	↑	-			
	小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	増加	(小) 50.0 _{ポイント} (中) 41.0 _{ポイント}	(小) 51.5 _{ポイント} (中) 40.2 _{ポイント}	↑	-			
	「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	増加	(小) 83.4%	(小) 79.2%	↓	-			
			(中) 77.5%	(中) 72.1%	↓	-			
不登校児童生徒の割合	減少	(小) 0.86%	(小) 1.10%	↓	(小) 1.31%	↓			
		(中) 5.19%	(中) 5.50%	↓	(中) 5.62%	↓			

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

↑: 目指す方向どおり進んでいる
 →: 横ばい
 ↓: 目指す方向どおり進んでいない ●成果、○課題

施策	指 標	目指す方向	平成30年度の値	令和元年度の値	対前年度	令和2年度の値	対前年度	取組の成果と課題	今後の取組み
多様な教育の充実に向けた取組み	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合	増加	(小) 95.2%	(小) 95.9%	↑	-		【「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合】 ●いじめの当事者や傍観者が躊躇せず教育委員会に匿名報告できるアプリについては、高等学校への事業拡充を行い、登録件数は1,122件であった。 ●市内の小学校に専門的知識を有する支援員を派遣し、授業を通して児童の情報モラルの向上を図った。その結果、小学校8校、中学校6校において、校内でスマートフォン（スマホ）の利用についてのルールを策定した。 ●管理職や生徒指導担当教員へ「いじめ防止」に関する研修の充実を図るとともに、教育委員会事務局から年2回の学校訪問を行い、取組状況の確認や指導助言を行った。これにより、教員のいじめに関する感覚が向上し、いじめの認知件数は大幅に増加した。 ●いじめ問題対策連絡協議会においては、行政、学校、関係機関、PTA、地域関係団体が集まり、いじめについての情報共有を行った。また、いじめの未然防止・早期発見のために、各々ができる具体的な取組について意見交換を行った。 ○匿名報告アプリへの登録については、中学生の登録件数が少ない状況であった。 ○児童生徒のスマホ所持率増加とともに、スマホを介したトラブルやネットいじめも起きているため、児童生徒自身がスマホの扱いに関して主体的にルールを作る必要がある。 ○いじめ対応については、情報共有を含め組織的に対応できていない学校や、統一アンケートの結果が積極的ないじめ認知につながっていないなどの学校間格差等が見られる。 ○教職員をはじめとする子どもに関するすべての職員及び、地域、関係機関が、連携していじめ問題への対策について取り組むほか、子どもの権利を擁護するため、いじめ等について相談できる環境づくりを進めていく。 ○高等学校のいじめの重大事態事案を踏まえ、いじめの予防・早期発見・早期介入、組織的な対応、重大事態の認知など、尼崎市いじめ防止基本方針の理解を学校現場へ浸透させる。	【「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合】 ■新1年生に対していじめの傍観者にならないための授業を推進し、登録のためのアクセスコードを学期ごとに配布することでアプリの周知を図る。 ■市立小学校に加え、市立中学校においても専門的知識を有する支援員による出前授業を実施することにより、児童生徒の更なる情報モラルの向上につなげる。 ■様々な層の教員を対象とした研修及び学校訪問の際の教員を対象としたいじめ対応研修を実施し、教員の感覚向上と学校間格差の解消に努める。 ■令和3年度に新たに設置した子どものための権利擁護委員会で、いじめも含めた相談に応じるほか、ユース交流センターでは、青少年の居場所として、日々の関わりの中で、いじめの早期発見に努める。また、いじめ問題対策連絡協議会では、引き続き、いじめについて情報共有やいじめ対策についての意見交換等を通じ、学校、行政、地域及び関係機関の連携推進を図っていく。 ■尼崎市いじめ防止基本方針のより効果的な学校現場等への周知方法を検討する。
	地域学校協働本部の実施校数	増加	30校	36校	↑	41校	↑	【地域学校協働本部の実施校数】 ●コロナ禍において活動が制限される中、学校の消毒作業、読み聞かせDVDの提供など、学校とコーディネーターが話し合い活動を進めた。また、保護者向けリーフレットを作成し、コミュニティ・スクール及び全ての市立小学校で行われている地域学校協働活動を紹介するほか、ホームページ、情報誌等で幅広く周知した。コミュニティ・スクールについてはモデル校5校で実施し、各校においてバラエティに富んだ地域との新たな連携や学校の特色づくりに繋げることができた。 ○より多くの地域の方々へのPRや、教職員への制度の周知に加え、他校の取組をヒントに出来る仕組みづくりを行うとともに、小学校以外の校種における地域学校協働活動の実施及びコミュニティ・スクールの導入の検討を進める必要がある。	【地域学校協働本部の実施校数】 ■小学校のモデル校に導入したコミュニティ・スクールの取組を検証するとともに、中学校への地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの導入に向け、中学校管理職の研修、意向調査を実施する。あわせて、モデル校の検証を踏まえて導入計画を策定する。また、学社連携に係る学校からの情報発信を推進する。
	のびよんっこ健全育成事業への参加者数	増加	79,462人	79,952人	↑	32,044人	↓	【のびよんっこ健全育成事業への参加者数】 ●朝のあいさつ運動、地域美化活動等は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、規模を縮小して行ったが、各地区、中学校区が実施している活動を通じて学校、地域、家庭の連携を図ることができた。 ○上記のように一部事業の規模縮小だけではなく、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講演会等を中止としたため、事業への参加者数が大幅に減少した。今後はリモートの活用など実施方法の検討を行う必要がある。	【のびよんっこ健全育成事業への参加者数】 ■新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、講演会や会議などにおいてリモートでの開催を検討していく。 ■美化活動や挨拶運動等の活動についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたうえでの活動方法や活動内容を見直し、改善を図っていく。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

↑: 目指す方向どおり進んでいる
 →: 横ばい
 ↓: 目指す方向どおり進んでいない ●成果、○課題

施策	指 標	目指す方向	平成30年度の値	令和元年度の値	対前年度	令和2年度の値	対前年度	取組の成果と課題	今後の取組み
多様な教育の充実に向けた取組み	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると回答する児童生徒の割合	増加	(小6) 54.0%	-		-		【「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と答えた児童生徒の割合】 ●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため生徒会研修会は中止となったが、生徒会執行部を中心に、地域交流やボランティア活動、啓発活動等の各校において特色ある取組が行われ、生徒の社会力の育成に繋がった。 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴いアンケートを実施していない。	【「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と答えた児童生徒の割合】 ●新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえながら、生徒会研修会の実施に向けた検討を行う。 ●今度も、各校の特色や課題に応じた集団活動や自治活動の取組を実施していく。
			(中3) 46.0%	-		-			
	地域や社会を良くするために何をすべきか考えたことがあると答えた児童生徒の割合	増加	(小) 39.8%	(小) 41.5%	↑	-		【学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合】【学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値】 ●平成29年度から地域開放モデル校を6行政区に小学校各1校選定し、地域と学校の協働体制の推進を図ってきた。令和元年度には、4校で28件の使用があり、学習会、競技かるた等が実施され、子どもの学びが広がった。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で使用実績はなかった。 ○使用者および学校職員への周知が十分でなかったことに加え、学校施設使用に関していくつかの制度(スポーツ開放、目的外使用)があり複雑であった。また、使用に際しては、申請書や報告書を提出する必要があり、使用者からは手続きを簡略化するなど負担軽減を望む声が上がっている。	
			(中) 27.6%	(中) 28.2%	↑	-			
	学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	増加	23.6%	25.5%	↑	20.4%	↓	【学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合】【学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値】 ●地域学校協働本部の関係団体が学校と協働で企画し、子どもの学びに資する活動を実施する場合は目的内使用とし、教育委員会事務局への利用許可を不要とするなど、より使いやすい地域開放制度とする。また、学校の利用に関する地域への周知については、各小学校と連携し、ホームページ等を活用して積極的に地域学校協働活動の情報発信を行うほか、目的外使用制度の利用促進のためのPRを行う。	
	学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値	増加	3.2点	3.2点	→	2.9点	↓		
青少年の主体的な学びや行動のための支援	ユース交流センターのイベントについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合	増加	-	58.4%	↑	58.9%	↑	【ユース交流センターのイベントについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合】【ユース交流センターの月平均利用者数(青少年)】【青少年の居場所の数】 ●ユース交流センターでは、青少年の交流を目的としたお祭り(ama-youth-fes)など青少年自らが企画立案したイベントの実施や、大学生スタッフが勉強を教えるスタディイベント、体を動かしてストレスを発散するためのSports Dayを定期的に開催した。その他、みんなの尼崎大学などと連携して、ひと咲きプラザ内のDIYなど様々な大人と交流できるような事業を実施した。また、課題を抱えた青少年の相談を受けることも増えており、学校や子どもの育ち支援センター(いくしあ)等の関係機関と情報共有を行い連携して対応した。 ●公共施設を活用したサテライト事業として、高校内居場所カフェや音楽イベント等を6地区で計50回実施し、延べ1,079人が参加した。 ●小学生を対象としたティーンズミーティング事業から転換し、若者自身が身の回りお困りごとや課題について主体的に考え解決を目指していく「ユースカウシル」を開始した。これにより、中学生から社会人まで幅広い年代の参加が得られ(計22名)、若者の社会参画のきっかけとなる活動基盤を構築した。 ●ユースワークの取組の推進を協議する場として、青少年問題協議会に新たにユースワーク推進部会を設置し、本市のユースワークの在り方やユース交流センターの課題について、助言をもらった。 ○イベント等を実施する際には、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある。また、課題を抱えた青少年への支援については、学校や関係機関との更なる連携が必要である。 ○実施回数少ない地区に関しては、サテライト事業に対する意識や取組の方向性を図る必要がある。 ○大人が若者の思いや考えを尊重する気運を高めるとともに、若者の声を社会や地域に届ける仕組みを構築する必要がある。	【ユース交流センターのイベントについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合】【ユース交流センターの月平均利用者数(青少年)】【青少年の居場所の数】 ●専門機関と連携しながら悩みや不安の相談に対応していく。また、ユース交流センター職員とのさらなる知識向上を図るために研修を充実させていく。 ●引き続きサテライト事業の全市展開に向け、各地域振興センターと情報共有や意見交換の場を定期的に設け、ニーズを把握し事業実施につなげていく。 ●引き続きユースカウシルを実施し、市に取組内容を提言する場を設けるなどし、大人が若者の主体性を尊重する意識を醸成していく。
	ユース交流センターの月平均利用者数	増加	3,654人	4,825人	↑	3,626人	↓		
	青少年の居場所の数	増加	10箇所	11箇所	↑	12箇所	↑		

この青課が把握している学習支援を行う居場所の数